

# 令和4年度 定期監査及び行政監査結果報告書

## 1 監査の期間

令和4年9月27日～令和5年3月24日

## 2 監査対象機関 24部署

- |             |        |                    |         |
|-------------|--------|--------------------|---------|
| ①会計課        | ②税務課   | ③市民健康課             | ④高齢者支援課 |
| ⑤地域包括支援センター | ⑥福祉課   | ⑦まちづくり推進課          |         |
| ⑧環境衛生課      | ⑨上下水道課 | ⑩建設課               | ⑪農政課    |
| ⑫農業委員会事務局   | ⑬林業水産課 | ⑭活力創生課             |         |
| ⑮医療保健課      | ⑯消防本部  | ⑰保育所（竹田津・熊毛・武溪・安岐） |         |
| ⑱市民病院       | ⑲財政課   | ⑳観光課               | ㉑活力創生課  |
| ㉒政策企画課      |        | ㉓給食センター            | ㉔教育総務課  |

## 3 監査の種別

定期監査及び行政監査

## 4 監査の対象

令和3年度及び令和4年度の途中までにおける事務事業

## 5 監査の方法

ヒアリング対象部署に指定の資料の提出を求め審査するとともに、必要に応じて担当職員から事務執行状況について聴取した。

## 6 監査の主な着眼点

市の財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に行われているかどうか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうか、規模の適正化を図っているか、最小限の経費で最大の効果を上げているか等を着眼点とし、監査を実施した。

## 7 監査の結果

本監査の範囲における事務は、法令等に基づきおおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、一部に是正又は改善を要する事項及び改善の検討を要する事項が認められたことから、次のとおり指摘事項・注意事項及び要望事項として記すので対応されたい。

## 令和4年度 定期監査及び行政監査ヒアリング日程

ヒアリング対象部署		ヒアリング日時	監査対象事業、ヒアリング内容等
1	市民病院	11月25日(金) 9:00～10:30	情報セキュリティポリシー 職員の研修体制について
2	上下水道課	11月25日(金) 10:30～11:15	切手の管理状況
3	会計課	11月25日(金) 11:15～12:15	①単価契約の委託料審査 ②歳入歳出外現金の確認体制
4	消防本部	11月25日(金) 13:15～13:45	①姫島分署の耐震化計画 ②職員の定数管理
5	まちづくり 推進課	11月25日(金) 13:45～14:30	①下原団地分譲地整備事業 ②瀬戸田地区分譲地整備事業 ③金久分譲地整備事業 ④景観形成事業耕耘・播種業務委託
6	財政課	11月25日(金) 14:30～15:15	①公園遊具の整備状況 ②公共施設の改修計画
7	林業水産課	11月25日(金) 15:15～16:00	水産事業に係る歳入歳出外現金
8	観光課	11月28日(月) 9:30～10:30	①国東市観光協会補助金 ②T-1 グランプリ「くにさきの食」PR事業委託料
9	活力創生課	11月28日(月) 10:30～11:30	くにさき魅力産品直送通信販売事務業務委託料
10	政策企画課	11月28日(月) 11:30～12:15	①ホームページの更新状況 ②総合行政システム整備事業
11	高齢者支援課	11月28日(月) 13:00～14:00	一般会計 生活支援サービス体制整備事業 介護保険事業特別会計(保険事業勘定) ①地域介護予防活動支援事業 ②生活支援サービス体制整備事業
12	地域包括支援 センター	11月28日(月) 14:00～14:30	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定) 介護予防サービス事業
13	福祉課	11月28日(月) 14:30～15:30	社会福祉協議会補助金
14	医療保健課	11月28日(月) 15:30～16:00	不妊治療費助成金
15	まちづくり 推進課	12月21日(水) 13:00～14:00	市営住宅敷金
16	給食センター	2月16日(木) 13:15～14:00	給食費の滞納整理状況
17	教育総務課 福祉課 政策企画課	2月16日(木) 14:00～15:00	『国東市学校・園教育環境整備計画』の進捗状況

## ◎指摘事項と注意事項との違い

合規性、経済性、効率性、有効性の観点から改善を有する事項など、特に指摘をすべき事項で嚴重に注意をすることが必要と思われるものが指摘事項、その程度が比較的軽微なものを注意事項とする。

区 分	指 摘 事 項	注 意 事 項
違法または不当な事項	程度が重大なもの	比較的軽微なもの
故意または過失	故意または重大な過失	過失が認められるもの
事務処理等	著しく適正を欠くもの	適正を欠くもの
経済性、効率性、有効性	著しく欠けるもの	欠けるもの

### ① 指摘事項

特に指摘する事項はなかった。

### ② 注意事項

#### 【まちづくり推進課】

#### ア. 市営住宅等の敷金について

標記の敷金は、前年度の定期監査において、会計課管理の残高と担当部署管理の公簿残高との不整合が発見され、解決に向けた対応を要望したものである。

今年度、結果の報告がなされたが、その中に入居者が別の市営住宅に住み替える際の事務手続きに瑕疵があり、二重に徴収している事例が報告された。

敷金は、国東市営住宅条例 第 19 条、国東市公共賃貸住宅条例 第 17 条等を根拠に入居者から徴収されるものである。退去時には還付されることが原則なため、歳入歳出外現金として、入居者から入居時における 3 月分の家賃に相当する金額を預かっている。

さらに、国東市営住宅条例 第 19 条第 4 項には、「第 1 項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。」と規定されており、特別な理由が無い限り早々に還付すべきものである。

本件の不整合の原因については、前年度の発見時には、データの誤入力等単純な要因が大半との見方であったが、担当部署での作業中、法的に検討を要するもの等過去からの積み残しが大量に発見され、結果報告までの解明作業には相当の時間を要している。

原因が判明したことについての評価はできるものの、直ちに対応しなければならない還付案件は、入居者へ誠意をもって説明し、迅速に解決されたい。

## 【給食センター】

### ア. 学校給食費の未納対策について

学校給食費は、前年度の令和 3 年度から一般会計化となったが、すでに滞納が発生している。初年度の未納額は 184,820 円であった。

今年度に入って、未納対策の効果として 11 月末までに令和 3 年度分は 61,560 円まで減少したものの、今年度分の未納額が 192,236 円新たに発生し、合計額は 253,796 円となっている。

今年度の未納対策としての徴収計画は、年 3 回催告書の送付を行い、これに並行して電話催告を行うというものであった。また、催告書にも応じない場合は、学校と連携した面談の実施や児童手当からの充当の検討を行うこととなっている。

11 月末の状況では、前年度の未納者が、今年度分も未納するという連鎖が発生する事例や、一旦は未納額を完納しても、翌月以降には再び未納が始まるという事例が見受けられた。

学校給食費の負担については、学校給食法第 11 条第 2 項に、施設整備等に係る経費以外の経費、つまり食材料費は保護者の負担であることが明記されており、額については、国東市学校給食費条例施行規則に、小学生が月額

4,100円、中学生が月額4,500円、幼稚園が月額3,700円と規定されている。

生活困窮世帯については、生活保護、要保護・準要保護等の制度による学校給食費の負担軽減措置があることを前提として、受益者負担の公平性の観点から、未納が発生した時点で児童手当からの徴収を検討すべきではないか。

少額のうちに方策を講じなければ、今後ますます未納額が増加する恐れがあり、児童・生徒が卒業すれば、児童手当からの徴収も困難となる。

今年度作成された『国東市学校給食費負担金滞納整理事務マニュアル』には、督促状の発送と納付指導の内容が明記されている。しかし、詳しい納付手順や法的措置の手順の記載はない。

学校給食費の未納は全国的に問題になっており、法的措置を講じ、未納を看過しない毅然とした対応をとる自治体が増加している。加えて、その内容について、HP上で詳しく掲示する自治体も増加している。

公会計化2年を切りに、これまでの対策を見直し、法的措置を含めた未納対策の強化、HPでの情報発信を強く要望するものである。

## 【全 体】

### ア. ホームページの更新について

ホームページは、市民や団体等外部に向けて発信する情報媒体として、今や必要不可欠であり、電話等で複雑な事務手続きの問い合わせがあった場合、ホームページ上に掲示する内容を活用して説明する職員も多いかと推察する。

各部署では、様々な情報を掲示しているが、更新日が過去数年前から動いていないページが散見されたところである。

ホームページ担当部署からの説明によると、各部署の担当職員の異動等で、ホームページに掲載する内容更新の事務継承が適切に行われていない事例があるとのことであった。

今回の監査で、ホームページ担当部署から更新の現況等について聴取を行った結果、これからの対策として直ちに全データを抽出し、チェック後に該当部署への連絡を行うこと、また次年度以降も対策を継続する旨の回答を得たところである。また次年度には、更新のないページへの警告機能を搭載した新プログラムへのバージョンアップが予定されているとのことである。

これから、ホームページ担当部署のチェック体制が強化されるものの、各部署が担当する情報作成及び情報発信の一次的な内部統制の責任は、当然、

各部署が担うものであり、他人任せにして良いというものではない。

国東市情報セキュリティ対策基準では、所管する情報資産の管理体制について、情報の作成管理は、各部署の担当職員の義務の範疇にあり、管理責任は各部署長が有する、と規定されている。

各部署長には、担当する情報資産の管理責任があり、住民に公開する情報資産の取扱いの最終責任がある。

各部署においては、発信する情報に責任を持ち、適宜内容を見直し、更新を意識することを要望する。

## 【全 体】

### ア. 「収入調定行為伺書」及び「収入調定行為伺書兼収入命令書」の起票について

国東市会計規則第5条第1項では、歳入について、「収入命令権者は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入について、法令又は契約に違反する事実がないかどうか及び会計年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかを調査し、その調査事項が適正であると認めるときは、直ちに収入の決定をしなければならない。」と規定されている。この収入の決定による調定は、収入調定行為伺書又は収入調定行為伺書兼収入命令書（以下「調定伝票」という。）を起票することにより行うものとされ、この行為によって会計課が事前に収入の情報を得ることができるとする。

例年、この調定伝票が未起票のため、会計課で振込金の収納ができず、収納処理が滞る事象が起きている。特に年度末、年度初めは、多くの補助金が振り込まれる時期であり、掲示板での【振込不明金】調査依頼が頻発する状況にある。

各担当職員は、補助金等の決定通知を収受した時は、直ちに部署内で情報共有を行い、調定伝票を起票し、収納業務の停滞を招くことのないよう迅速に対応することを強く要望するものである。

## 【全 体】

### ア．職員の服務規律と事務決裁業務について

職員の服務規律の保持については、前年度も、全職員に向けて強く要望したものである。

しかしながら、今年度も服務規律違反による懲戒処分事案が発生したことは、市民の期待を2年連続して裏切ったことであり、この状況は非常に残念な結果である。

国東市職員服務規程には、職員は、「職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。」「事務の遂行に当たっては常に職員相互の連絡協調を図り、かつ、合理的な計画をたて、適確かつ迅速に処理しなければならない。」と規定されている。

職務の遂行に当たっては、大方の年間スケジュールに沿って進められるものであり、“合理的な計画をたて、全力をあげてこれに専念”していれば、不適切な事案はほとんど起こりえないはずである。

ひとつの過ちでも、市民からは職員全体に疑惑の目が向けられる。失った信頼を取り戻すには相当な時間を要するものである。

これから年度末、年度初めの繁忙期を迎えるにあたり、担当業務を改めて見直し、再発の無いことを期待する。

ところで、国東市事務決裁規程では、「決裁を受けようとするときは、順次上司を経由し、合議の必要あるものについては、合議を経た上、決裁を受けなければならない。」と規定されている。決裁とは、市長又はその補助機関が、その権限に属する事務の処理について最終的に意思決定を行うことをいう。

決裁の終了した文書等は、その内容は的確に熟慮されており、回覧した職員全員の意思決定がなされたもの、との位置付けとなる。

起案する職員には、決裁を受けようとする時、「その内容が正当であるとの確信を持ち、的確に分かりやすく内容説明ができる状態で、前例を踏襲するだけの事務ではなく熟慮した結果の回覧である」との責任がある。

平成29年に地方自治法の一部改正があり、『内部統制』という考え方が追加された。すべての行政事務にはリスク（何か良くない事象が起こる可能性）があり、想定されるリスクを基にした事前の対策が必要、との考え方である。

内部統制の一次的な責任は、担当職員にある。

まずは自らの足元を改めて見直し、住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを強く望むものである。

## 【市民病院】

### ア. 情報セキュリティポリシーに係る研修体制について

市や市民病院が管理する情報資産とは、市民や利用者、職員の個人情報はもちろんのことながら、施設設備や運営機器に関するもの、業務内容に係る詳細情報や、会議録、契約書類などの紙の書類、パソコンの SSD や HDD、USB メモリや SD カードなどに保存されているデータなど、すべてを指す。これらの取り扱いについては、情報セキュリティポリシーのもと、厳重に対策が取られているところである。

今回の監査で、市民病院の情報セキュリティ研修について聴取を行ったところ、職員だけでなく院内で勤務する委託業者も対象に毎年度実施されており、今年度は 12 月に全 6 回実施している。また、院内情報セキュリティ委員会は、各部門から代表者が出席し、年 12 回開催されている。

このような対策が取られているにも関わらず、昨年 9 月に個人情報に記載されたメモの紛失事案が発生したことは、大変残念なことであった。

事案発生後の対策としては、即座に調査に着手、報道発表と同時に全職員へ向けて服務規律について通知し、翌 10 月には部門長会議で情報管理の徹底を周知、11 月には「情報セキュリティ事故影響レベル分類」の見直しを行っている。また、制服のポケットに装着できるコイル型のメモクリップを対象職員全員分購入し、メモの紛失を防ぐ対策を取ったところである。

幸いにも、現在まで紛失した情報に基づいた被害報告や不正利用の情報は入っていないが、もしそのような事象に発展した場合は、人権問題にも繋がりがねない。

何かしらの憂慮すべき事案が発生する時、そこには気の緩みがあり、注意力の欠如がある。何度も研修を重ね、頭で理解したつもりでも、避けられないリスクは存在するのである。

今後も継続して情報セキュリティに関する研修や内部監査を実施、強化して、再発防止に努めてもらいたい。

### ③ 要望事項

#### 【全 体】

##### ア. 措置を講じた旨の通知について

標記の事項は、平成 28 年度の定期監査においても、全体に向けての注意事項として指摘されたものである。

定期監査及び行政監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき実施し、監査を行った結果については同条第 9 項の規定により、市長、議長等へ報告し、公表することが義務づけられている。

また、同条第 14 項において、監査委員から監査結果の報告の提出があった場合、報告の提出を受けた市長等は、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとなっている。

今回、各部署からの措置結果の通知の有無について調査した結果、改善に向けての措置を講じているものの通知がないものや、未だ疑義が残るものなど、38 項目中 25 項目が未提出であった。

この結果を受けて、該当部署には個別に通知を求めることとしたが、通知内容によっては、引き続き定期監査を実施していく必要が生じる。

指摘、注意、要望事項について、改善に向けての措置を講じた際には、速やかに監査委員に対し文書で通知を行うことを要望する。

## 8 所 感

今年度、各部署からの措置結果の通知の有無について調査したところであるが、措置内容によっては、次年度定期監査でのヒアリング事項とする予定である。

終わりに、今回の監査で疑義を感じたこと並びに要望することは以上のとおりであり、これらが今後の事務の参考として市政運営の一助となることを期待する。